

## 『社会福祉士養成 基本テキスト 国試対応 第2巻第2刷』正誤表

下記のとおり誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

## 第1章

P.13 「◆ニーズをとらえる包括的な視点」 3行目

誤) ほぼ同様のものは、社会福祉法第4条第2号の規定にも散見される。

正) ほぼ同様のものは、社会福祉法第4条第3号の規定にも散見される。

P.26 図1-6 福祉サービスの利用方式の例

(1) 生活保護制度

誤) 実施期間

正) 実施機関

## 第3章

P.63 表3-2 ダイジェストー戦前・戦中・戦後の社会福祉および社会保険の変遷過程

「年」

誤) 1917 (大正5)年

正) 1917 (大正6)年

誤) 1918 (大正6)年

正) 1918 (大正7)年

P.66 7行目

誤) 名誉職 (第6条)

正) 名誉職 (第7条)

P.66 8行目

誤) 連携 (第5条)

正) 連携 (第6条)

## ※ 第9章第11節

P.170 「社会福祉協議会」表9-12 社会福祉協議会の沿革(略年表)

誤) 1951(昭和26)年 全日本民生委員連盟, 同胞援護会と合併, 「中央社会福祉事業協会」を設立

正) 1951(昭和26)年 全日本民生委員連盟, 同胞援護会と合併, 「中央社会福祉協議会」を設立

## ※ 第9章第12節

P.170 「契約締結審査会」下から2行目

誤) に関する助言をする審査会で, 各市区町村社協に設置される。

正) に関する助言をする審査会で, 各都道府県社協等に設置される。